

2011年6月3日

**消費者基本計画に盛り込むべき新規の施策についての意見**

佐野真理子

消費者基本計画は、今後の重要な消費者政策について、計画的に、実効性が保証されつつ、実施されることが求められます。3月11日に発生した東日本大震災は、被災者の生活再建へ向け、消費者政策にも大きな課題を提起しています。各行政機関が連携して、特に、消費者庁が率先して取り組んでいくことが必要です。それとともに、新たな課題として、現在も収束していない福島原子力発電所の事故については、今後の放射性物質の問題への対応が緊急課題として提起されます。特に、一元的情報提供のあり方、放射性物質を含む食品と消費者の健康影響、大気・土壌・海洋への環境汚染に関する対応策と、消費者への情報提供のあり方については、幅広い対策とその整備が必要です。放射性物質の問題は、短期間では解決せず、少なくとも数年間にわたって消費生活に影響を与え続け、それだけに厳密・綿密で、消費者の意見を十分に反映させた実効性のある対策が必要です。

これら課題への対応として、以下のような施策を消費者基本計画に盛り込むべきであると考えます。

**1、放射性物質対策の推進**（放射性物質の問題が消費生活で重要な問題となることを踏まえ、新規施策として盛り込むこと）

食品の検査体制整備・強化と検査結果の公表体制の整備

生産地での出荷前検査体制の強化

市販後検査（流通検査）の実施体制の整備・強化と公表体制の整備

農畜産・海産物の検査対象の拡大と公表体制

加工食品の出荷前・店頭検査に関する検査計画の策定・実施体制の整備  
放射性物質含有食品に関する情報提供についての検討（規制値以下の商品  
に関する情報提供のあり方）  
食品と放射能をめぐるリスクコミュニケーションのあり方の検討と推進  
学校・施設・病院等に関する食品の安全性確保  
納入前の食品検査体制の整備と結果の公表体制  
環境汚染検査の検査方法の統一性と検査結果の継続的公表体制の整備  
これら放射能情報に関する一元的発信体制の整備検討  
放射性物質およびその影響の状況等に関する総合的相談窓口の整備検討  
被災地復旧支援・復興にあたっての特例措置のフォローアップ  
健康影響調査の継続的实施  
全国規模の健康調査実施体制の整備と推進  
乳幼児、妊産婦、子ども等を対象にした集中的継続検査

その他、消費者基本計画に盛り込むべき施策

## 2、化学物質・電磁波対策の推進と検討

身の回りの化学物質に関する総合的一元的管理法の制定検討  
電磁波問題に関するWHOの指摘を踏まえた検討体制

## 3、製品の安全性

長期使用製品の安全性確保へ向け、使用期間表示対象品の検討  
障害者・高齢者・子ども・妊産婦等 全国規模の安全ネットワーク構築  
製品の安全性に関する法体系の見直し（消費生活用製品安全法、製造物責任法等）

以上